

長野市建設工事における電子納品の試行要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、長野市が発注する建設工事のしゅん工書類作成の簡素化及び工事事務の効率化の向上を図る上で、しゅん工書類の電子納品の試行として、実施方法等を定めるものとする。

（定義）

第2 「長野市建設工事における電子納品」とは、工事の最終成果となるしゅん工書類を電子データで納品することをいう。

（対象工事）

第3 電子納品の対象工事は次の各号に定める。

- (1) 契約額が、130万円を超える全ての工事。
ただし、国庫補助事業による工事は、原則として電子納品の対象から除くものとする。
- (2) (1)において、受注者が工事書類を電子納品で提出することを希望し、工事担当課の所属長が認めたものとする。

（電子納品とする書類）

第4 電子納品の対象となる工事の成果品は長野市建設工事共通仕様書に規定される次の各号に定めたものとする。

- (1) 図面 平面図、縦・横断面図、展開図、構造図等、工事施工に関するもの。
- (2) 工事写真 着手前、しゅん工、施工過程、出来形管理等、工事施工に関するもの。

2 前項について、(1)と(2)のいずれかを選択することも可能とする。

（経費の取り扱い）

第5 電子納品の対象となる経費の取り扱いは以下のとおりとする。

- (1) 電子納品に掛かる費用は工事費の諸経費（共通仮設費）に含むものとする。
- (2) 成果品の提出部数が第10第1項の規定によらない場合、特記仕様書にその旨を明示するとともに、必要とする経費を別途、計上することができる。

（運用に関する手引き）

第6 電子納品に関する運用については、別に定める「工事書類の電子納品に関する運用の手引き（案）」及び「電子納品のフロー」による。これに定めのない事項については、受発注者間で協議の上、定めるものとする。

(協議確認事項)

第7 電子納品の実施にあたり、受発注者間で確認すべき事項を協議し、決定する。

① 着手前協議

工事の着手前に、契約期間の電子納品に関する疑問を解消するため、電子納品の対象書類やデータファイル形式について、協議するとともにデータのバックアップ体制やウィルスの防止などセキュリティ対策について確認する。

② 検査・納品前協議

しゅん工検査等の検査・納品前において、電子成果品による円滑な検査が実施できるようチェックシート等により、受発注者で確認する。

(納品媒体)

第8 電子媒体は原則としてCD-Rとする。

(ウイルスチェックの確認)

第9 受注者は、電子成果物を納品する前に、ウイルスチェックを行い、システム障害が発生しないよう、ウイルスが検出されないことを確認する。

(工事完成図書の提出部数)

第10 電子データを含めた建設工事のしゅん工書類（成果品）の提出部数は以下のとおりとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 電子媒体（CD-R） | 1部 |
| (2) 紙媒体の提出書類 | |
| ① 工事写真のうち、「着手前」、「完成（しゅん工）」 | 1部 |
| ② 施工協議により電子媒体で提出するものの他に、紙媒体による提出が必要と定めた書類 | 1部 |
| ③ ①、②以外の紙媒体成果品（図面、工事写真以外のしゅん工書類） | 1部 |

※電子媒体ラベルの記載項目については、工事名、工事場所、受注者の名称を含むものとする。

(電子納品による検査)

第11 電子成果品による書類検査は、電子データの閲覧により行うことを原則とするが、検査において、必要性があると判断した場合に限り、紙媒体で提出する。

現場検査では、出来形等の確認ができるよう、受注者がデータ入力済みのパソコン機器

を設営し、検査体制を整えること。検査に要する費用は受注者の負担とする。

データ閲覧に伴うパソコン機器の操作は主に受注者が行い、発注者は操作補助とする。

なお、現場検査が悪天候により、データ閲覧による検査ができない状況となる場合は、別途、検査員と協議する。

(電子納品となる管理基準等の準用)

第12 電子成果品に係る基準類は、次の各号に示す。

- (1) 長野市建設工事共通仕様書 「I 土木工事編」、「第1編共通編」、「第1編 総則」、「第1章 総則」、「1-1-1-28 施工管理」、「8. 記録及び関係書類」
- (2) (1)に包含する「土木工事施工管理基準」、「8 その他」、「(1) 工事写真」
- (3) (2)に包含する「写真管理基準」、「(工事写真の整理法)」

※下記の基準類は、電子による成果品の作成に際し、参考とする。

- (4) 工事完成図書の電子納品要領 (案) (国土交通省)
- (5) CAD製図基準 (案) (国土交通省)
- (6) 電子納品運用ガイドライン (案) (国土交通省)
- (7) デジタル写真管理情報基準 (案) (国土交通省)

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか必要な事項については別に定める。

(適用)

第14 この要領は、令和7年4月1日から適用する。